

時間外診療について

時間外診療では、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、時間外加算、夜間加算、休日加算、夜間早朝等加算が加算されます。

加算になる日・時間帯は下記の表の通りです。



初診・再診の加算点数

	時間外加算	深夜加算	休日加算	夜間早朝等加算
初診	85点	480点	25点	50点
再診	65点	420点	19点	50点